

適正な地価の形成に寄与するための協力について

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）並びに国土交通省土地・建設産業局地価調査課（以下「乙」という。）及び不動産市場整備課（以下丙」という。）は、次のとおり合意した。

（異動情報の提供）

第1条 甲は、関係行政機関相互の密接な連携の一環として、地価公示法（昭和44年法律第49号）第12条第1項に規定する土地鑑定委員会（以下「委員会」という。）の求めにより（地価公示法第12条第2項），登記所における所有権の移転に係る登記（所有権の保存に係る登記を含む。）に関する情報（以下「異動情報」という。）を物件ごとに提供する。

2 乙及び丙は、法務省が別途定める利用規約に基づいて、登記情報連携システムを利用するものとする。法務省は自らの裁量に基づき利用規約を変更する権利を有する。

（提供方法）

第2条 異動情報の提供は、電磁的記録媒体又は登記情報連携システムを用いて行う。

2 異動情報は、甲から委員会の庶務をつかさどる乙へ全国分を一括して提供するものとし、甲並びに乙及び丙の地方支分部局においては、これに関する事務は取り扱わない。

3 提供の時期は、甲乙丙が別途協議して定める。

（目的外使用の禁止等）

第3条 委員会は、甲から提供された異動情報を地価公示法施行規則（昭和44年建設省令第55号）第5条に掲げる公示事項への利用等適正な地価の形成に寄与するため以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。

2 前項の目的を達成するため、乙及び丙は、甲に対し、甲から提供された異動情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。

（費用の負担）

第4条 異動情報の収集及び提供のために必要なシステムの開発に関する経費は、乙及び丙が負担する。

2 異動情報の収集及び提供のために必要なシステムの運用に関する経費は、乙及び丙において応分の経費を負担する。

（登記情報連携システムの利用等に係る作業分担）

第5条 乙又は丙は、登記情報連携システムを使用するに当たり、必要なハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク機器を設置し、維持及び管理を行う。

（登記情報連携システムの使用許諾）

第6条 委員会は、登記情報連携システムを使用して取得した異動情報のデータ等について、法令より定められた範囲においてのみ、利用することができるものとする。

登記情報連携システムでは、以下の機能を使用することが可能である。

- 一 個別取得データの取得
- 二 個別データの送信

(免責事項)

第7条 乙及び丙は、情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。

(登記情報連携システムの使用制限)

第8条 登記情報連携システムを使用して取得した異動情報のデータ等の適切な管理のための要請等

- 一 甲は乙及び丙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した異動情報のデータ等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
- 二 甲は、乙及び丙の報告に基づき、必要に応じて、異動情報のデータ等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
- 三 乙及び丙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

(登記情報連携システムの利用の停止)

第9条 登記情報連携システムを使用して取得した異動情報のデータ等の漏えいが発生した場合又は本取り交わしに違反する行為が認められた場合、甲の通知によって、直ちに登記情報連携システムによる処理を停止することができる。

(実施時期)

第10条 異動情報の収集及び提供に係る登記情報連携システムの利用は、令和2年4月1日以降に提供可能なものから実施する。

(細目)

第11条 甲が提供する異動情報の範囲及び提供方法並びに乙及び丙が負担する経費の支出方法等の細目については、甲乙丙が別途協議して定める。

令和2年4月8日

(甲) 法務省民事局民事第二課長

村松 秀樹



(乙) 国土交通省土地・建設産業局地価調査課長

福永 真一



(丙) 国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課長 武藤 祥郎

